

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

- ③ 希少野生動植物保護巡視員（条例に基づき地元団体及び専門家等を認定）との協働による保護管理

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物について、地元の民間団体や専門家等と連携し地域一体となった保護管理を実施します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少動植物の生息や生息地等の状況を巡視する団体及び個人を、希少野生動植物保護巡視団体または希少野生動植物保護巡視員として巡視団体12団体、巡視員8人を認定しています。

地域特性をよく知る巡視員等の活動報告により、希少動植物にとって的確な保護管理が実施できる体制整備を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516